

個別延長給付のご案内

1 個別延長給付の対象となる方

倒産・解雇などの理由により離職された方（特定受給資格者）や期間の定めのある労働契約が更新されなかったことにより離職された方（特定理由離職者（妊娠・出産や疾病等、正当な理由のある自己都合により離職された方を除く。）のうち、以下の（１）～（３）のいずれかに該当する方であって、かつ、公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めた方は、個別延長給付の対象となり、所定給付日数分の支給終了後、給付日数が延長されます。

- (1) 心身の状況が以下のイ～ハのいずれかに該当する方（「就職が困難な方」に該当する方を除く。）
 - イ 難治性疾患を有する方
 - ロ 発達障害者支援法第 2 条に規定する発達障害者である方
 - ハ 障害者雇用促進法第 2 条第 1 号に規定する障害者である方
- (2) 雇用されていた適用事業が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）第 2 条の規定により激甚災害として政令で指定された災害（以下「激甚災害」という。）の被害を受けたため離職を余儀なくされた方（※ 1）又は激甚災害法第 25 条第 3 項の規定により離職したものとみなされた方（※ 2）であって、かつ所定給付日数分の受給を終える日において、これらの指定地域に居住している方
- (3) 雇用されていた適用事業が激甚災害その他災害救助法の適用となる災害等を受けたため離職を余儀なくされた方（※ 1）又は激甚災害法第 25 条第 3 項の規定により離職したものとみなされた方（※ 2）（(2) に該当する者を除く。）

(注) 「就職が困難な方」に係る所定給付日数になっている場合は、当初から所定給付日数が手厚くなっているため、原則として、個別延長給付の対象となりませんが、「就職が困難な方」が上記（２）に該当した場合は、対象となります。

※ 1 雇用保険受給資格者証の 12 欄が「12」の方又は雇用保険受給資格者証に「災」の表示がある方になります。

※ 2 雇用保険受給資格者証に「休」の表示がある方になります。

2 個別延長給付の対象とならない場合

個別延長給付は、特に積極的に求職活動を行っている方が対象となります。

そのため、次の①～⑤のいずれかに該当する場合は、個別延長給付の対象となりません。

- ① 求職の申込みをした日から支給終了となる失業認定日の前日までの間において、求人への応募回数が原則として次のア～クの回数に満たない場合

なお、応募書類を求人者に送付したが面接に至らず不調に終わった場合等も応募に該当します。

ア 所定給付日数が 90 日の方	3 回	オ 所定給付日数が 210 日の方	7 回
イ 所定給付日数が 120 日の方	4 回	カ 所定給付日数が 240 日の方	8 回
ウ 所定給付日数が 150 日の方	5 回	キ 所定給付日数が 270 日の方	9 回
エ 所定給付日数が 180 日の方	6 回	ク 所定給付日数が 330 日の方	11 回

※ 応募回数は認定日ごとに提出される失業認定申告書に記載された内容をもとに判断しますので、記載漏れのないようにお願いいたします。

※ 受給資格者証に「休」又は「災」の表示がある方、「就職が困難な方」で個別延長給付の対象となった方は、当該要件は問いません。

- ② 所定の求職活動実績がないことで失業認定日に不認定処分を受けた場合
- ③ やむを得ない理由がなく、失業認定日に来所しなかったことにより不認定処分を受けた場合
- ④ 雇用失業情勢や労働市場の状況等から、現実的ではない求職条件に固執される方 等
- ⑤ 正当な理由なく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、指示された公共職業訓練を受けること、再就職を促進するために必要な職業指導を拒んだ場合

3 延長される給付日数

(1) 上記1(1)、(3)に該当する方

原則60日分延長されます。

〔ただし、所定給付日数が270日又は330日である方は、30日分の延長になります。〕

(2) 上記1(2)に該当する方

原則120日分延長されます。

〔ただし、所定給付日数が270日又は330日である方は、90日分の延長になります。〕

(3) 就職が困難な方であり、上記1(2)に該当する方

60日分延長されます。

4 その他

(1) **個別延長給付は、平成29年4月1日以降に離職した方、平成29年3月31日以前に離職した方であつて、かつ所定給付日数分の受給を終える日が平成29年4月1日以降の方が対象となります。**

(2) **個別延長給付の対象となるか否かについては、所定給付日数分の受給を終える失業認定日に公共職業安定所の職員からお伝えいたします。**



ご不明な点があれば、最寄りのハローワークまでお尋ねください。
厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク（公共職業安定所）

LL290401 保 03